

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)別紙様式第1号

改正案	現行																																																				
<p><b>別紙様式第1号</b>（第81条第1項関係）<span style="float: right;">（日本工業規格A4）</span></p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: center;">第1 第 期中（ 年 月 日から 年 月 日まで ） 中間事業概況書</p> <p>1～3（略）</p> <p>4 株主の状況</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th style="width:50%;">氏名又は名称</th> <th style="width:20%;">所有株式数</th> <th style="width:30%;">割 合</th> </tr> <tr> <td></td> <td>千株</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の株主（ 名）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計（ 名）</td> <td></td> <td>100</td> </tr> </table> <p>（記載上の注意）</p> <p><u>所有株式数の多い順に10名を記載し、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第67条第1項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、欄外にその旨を記載すること。</u></p> <p><u>ただし、銀行が二以上の種類の株式を発行している場合であつて、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無に差異があるときは、所有株式に係る議決権の個数の多い順に10名を併せて記載すること。</u></p> <p>5・6（略）</p> <p style="text-align: center;">第2 第 期中（ 年 月 日現在）中間貸借対照表 (単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:25%;">金 額</th> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:25%;">金 額</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>（記載上の注意）</p> <p>1(1)・(2)（略）</p> <p><u>(3) 会計方針の変更を行った場合には、会計方針の変更に関する会社計算規則第102条の2第1項に規定する事項。この場合において、同項第4号ハ中「当該事業年度の翌事業年度以降」とあるのは、「当該事業年度」と読み替えるものとする。（ただし、当該中間会計期間の直前の事業年度に係る財務諸表作成に当たり会計方針の変更が行われており、当該中間会計期間の直前の中間会計期間に係る中間財務諸表作成上の会計方針との間に相違がみられるときは、その旨を注記することで足りる。また、同項第3号並びに第4号ロ及びハに掲げる事項については、記載すべき事項が中間連結貸借対照表に記載すべき事項と同一である場合において、その旨を注記するときは、当該事項の記載を要しない。）</u></p> <p><u>(4) 表示方法の変更を行った場合には、表示方法の変更に関する会社計算規則第102条の3第1項に規定する事項（ただし、同項第2号に掲げる事項については、記載すべき事項が</u></p>	氏名又は名称	所有株式数	割 合		千株	%							その他の株主（ 名）			計（ 名）		100	科 目	金 額	科 目	金 額	(略)	(略)	(略)	(略)	<p><b>別紙様式第1号</b>（第81条第1項関係）<span style="float: right;">（日本工業規格A4）</span></p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: center;">第1 第 期中（ 年 月 日から 年 月 日まで ） 中間事業概況書</p> <p>1～3（略）</p> <p>4 株主の状況</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th style="width:50%;">氏名又は名称</th> <th style="width:20%;">所有株式数</th> <th style="width:30%;">割 合</th> </tr> <tr> <td></td> <td>千株</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の株主（ 名）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計（ 名）</td> <td></td> <td>100</td> </tr> </table> <p>（記載上の注意）</p> <p><u>持株数の多い順に10名を記載すること。</u></p> <p>5・6（略）</p> <p style="text-align: center;">第2 第 期中（ 年 月 日現在）中間貸借対照表 (単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:25%;">金 額</th> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:25%;">金 額</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>（記載上の注意）</p> <p>1(1)・(2)（略）</p> <p><u>(3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）</u></p> <p><u>① 会計処理の原則又は手続を変更したとき（当該中間会計期間の直前の事業年度に係る財務諸表作成に当たり会計処理の原則又は手続について変更が行われており、当該中間会計期間の直前の中間会計期間に係る中間財務諸表作成上の会計処理の原則又は手続との間に相違がみられるときを含む。）は、その旨、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容</u></p> <p><u>② 表示方法を変更したときは、その内容</u></p> <p>（新設）</p>	氏名又は名称	所有株式数	割 合		千株	%							その他の株主（ 名）			計（ 名）		100	科 目	金 額	科 目	金 額	(略)	(略)	(略)	(略)
氏名又は名称	所有株式数	割 合																																																			
	千株	%																																																			
その他の株主（ 名）																																																					
計（ 名）		100																																																			
科 目	金 額	科 目	金 額																																																		
(略)	(略)	(略)	(略)																																																		
氏名又は名称	所有株式数	割 合																																																			
	千株	%																																																			
その他の株主（ 名）																																																					
計（ 名）		100																																																			
科 目	金 額	科 目	金 額																																																		
(略)	(略)	(略)	(略)																																																		

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)別紙様式第1号

改正案	現行								
<p><u>中間連結貸借対照表に記載すべき事項と同一である場合において、その旨を注記するときは、当該事項の記載を要しない。</u></p> <p>(5) <u>会計上の見積りの変更を行った場合には、会計上の見積りの変更に関する会社計算規則第102条の4に規定する事項</u></p> <p>(6) <u>誤謬の訂正（会社計算規則第2条第3項第64号に規定する誤謬の訂正をいう。以下同じ。）を行った場合には、誤謬の訂正に関する同規則第102条の5に規定する事項</u></p> <p>(7)～(15) (略)</p> <p>(16) <u>次に掲げる1株当たり情報に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合は、記載を省略することができる。）</u></p> <p>① <u>1株当たりの純資産額（純資産の部合計から危機対応準備金及び特別準備金を除いた金額を純資産額として算出し、銭単位で記載すること。また、純資産の部合計から危機対応準備金及び特別準備金を除いた金額を純資産額として算出した旨を記載すること。）</u></p> <p>② <u>当該中間会計期間又は当該中間会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨及び当該中間会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの純資産額を算定している旨</u></p> <p>(17)～(22) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p style="text-align: center;">第3 第 期中（ 年 月 日から 年 月 日まで） 中間損益計算書</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">科 目</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 <u>次に掲げる1株当たり情報に関する事項</u></p> <p>(1) <u>1株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額（銭単位）</u></p> <p>(2) <u>当該中間会計期間又は当該中間会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該中間会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額を算定している旨</u></p> <p>5 (略)</p> <p style="text-align: center;">第4 第 期中（ 年 月 日から 年 月 日まで） 中間株主資本等変動計算書</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p>	科 目	金 額	(略)	(略)	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(4)～(12) (略)</p> <p>(13) <u>1株当たりの純資産額（純資産の部合計から危機対応準備金及び特別準備金を除いた金額を純資産額として算出し、銭単位で記載すること。また、純資産の部合計から危機対応準備金及び特別準備金を除いた金額を純資産額として算出した旨を記載すること。ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合は、記載を省略することができる。）</u></p> <p>(14)～(19) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p style="text-align: center;">第3 第 期中（ 年 月 日から 年 月 日まで） 中間損益計算書</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">科 目</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 <u>1株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額を銭単位で注記すること。</u></p> <p>5 (略)</p> <p style="text-align: center;">第4 第 期中（ 年 月 日から 年 月 日まで） 中間株主資本等変動計算書</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p>	科 目	金 額	(略)	(略)
科 目	金 額								
(略)	(略)								
科 目	金 額								
(略)	(略)								

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)別紙様式第1号

改正案		現行	
科 目	金 額	科 目	金 額
株主資本		株主資本	
資本金		資本金	
当期首残高	×××	前期末残高	×××
当中間期変動額		当中間期変動額	
(略)	(略)	(略)	(略)
危機対応準備金		危機対応準備金	
当期首残高	×××	前期末残高	×××
当中間期変動額		当中間期変動額	
(略)	(略)	(略)	(略)
特別準備金		特別準備金	
当期首残高	×××	前期末残高	×××
当中間期変動額		当中間期変動額	
(略)	(略)	(略)	(略)
資本準備金		資本準備金	
当期首残高	×××	前期末残高	×××
当中間期変動額		当中間期変動額	
(略)	(略)	(略)	(略)
その他資本剰余金		その他資本剰余金	
当期首残高	×××	前期末残高	×××
当中間期変動額		当中間期変動額	
(略)	(略)	(略)	(略)
資本剰余金合計		資本剰余金合計	
当期首残高	×××	前期末残高	×××
当中間期変動額		当中間期変動額	
(略)	(略)	(略)	(略)
利益準備金		利益準備金	
当期首残高	×××	前期末残高	×××
当中間期変動額		当中間期変動額	
(略)	(略)	(略)	(略)
××積立金		××積立金	
当期首残高	×××	前期末残高	×××
当中間期変動額		当中間期変動額	
(略)	(略)	(略)	(略)
繰越利益剰余金		繰越利益剰余金	
当期首残高	×××	前期末残高	×××
当中間期変動額		当中間期変動額	
(略)	(略)	(略)	(略)

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)別紙様式第1号

改正案		現行	
利益剰余金合計		利益剰余金合計	
当期首残高	×××	前期末残高	×××
当中間期変動額		当中間期変動額	
(略)	(略)	(略)	(略)
自己株式		自己株式	
当期首残高	△×××	前期末残高	△×××
当中間期変動額		当中間期変動額	
(略)	(略)	(略)	(略)
株主資本合計		株主資本合計	
当期首残高	×××	前期末残高	×××
当中間期変動額		当中間期変動額	
(略)	(略)	(略)	(略)
その他有価証券評価差額金		その他有価証券評価差額金	
当期首残高	×××	前期末残高	×××
当中間期変動額		当中間期変動額	
(略)	(略)	(略)	(略)
繰延ヘッジ損益		繰延ヘッジ損益	
当期首残高	×××	前期末残高	×××
当中間期変動額		当中間期変動額	
(略)	(略)	(略)	(略)
評価・換算差額等合計		評価・換算差額等合計	
当期首残高	×××	前期末残高	×××
当中間期変動額		当中間期変動額	
(略)	(略)	(略)	(略)
新株予約権		新株予約権	
当期首残高	×××	前期末残高	×××
当中間期変動額		当中間期変動額	
(略)	(略)	(略)	(略)
純資産合計		純資産合計	
当期首残高	×××	前期末残高	×××
当中間期変動額		当中間期変動額	
(略)	(略)	(略)	(略)

(記載上の注意)

1～3 (略)

4 その他利益剰余金は、科目ごとの記載に代えてその他利益剰余金の合計額を、当事業年度首残高、中間会計期間中の変動額及び中間会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

5 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、当事業

(記載上の注意)

1～3 (略)

4 その他利益剰余金は、科目ごとの記載に代えてその他利益剰余金の合計額を、前事業年度末残高、中間会計期間中の変動額及び中間会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

5 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、前事業

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)別紙様式第1号

改正案	現行
<p>年度期首残高、中間会計期間中の変動額及び中間会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。</p> <p>6・7 (略)</p> <p><u>8 遡及適用(会社計算規則第2条第3項第59号に規定する遡及適用をいう。)</u>又は誤謬<sup>ひまう</sup>  <u>の訂正をした場合にあっては、当期首残高に対する影響額を注記すること。</u></p> <p>(以下略)</p>	<p>年度末残高、中間会計期間中の変動額及び中間会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。</p> <p>6・7 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(以下略)</p>

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)別紙様式第2号

改正案																																									
<p><b>別紙様式第2号</b> (第81条第2項関係) <span style="float:right">(日本工業規格A4)</span></p> <p style="text-align:center;">(略)</p> <p style="text-align:center;">第1 第 期 ( 年 月 日から ) 事業概況書 年 月 日まで</p> <p>1~3 (略)</p> <p>4 会社役員略歴及び所有自社株式</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th>役名及び職名</th> <th>氏名又は名称 (生年月日又は設立年月日及び住所)</th> <th>略歴又は沿革</th> <th>所有自社株式数</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align:center;">株</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">計</td> <td style="text-align:right;">名</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 「所有自社株式数」欄は、株式会社商工組合中央金庫が二以上の種類の株式を発行している場合には、種類ごとの数を記載すること。</p> <p>5 株主の状況</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th>氏名又は名称</th> <th>所有株式数</th> <th>割 合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align:right;">千株</td> <td style="text-align:right;">%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の株主 ( 名)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">計 ( 名)</td> <td></td> <td style="text-align:right;">100</td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>所有株式数の多い順に30名を記載し、会社法施行規則第67条第1項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、欄外にその旨を記載すること。</p> <p>ただし、二以上の種類の株式を発行している場合であつて、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無に差異があるときは、所有株式に係る議決権の個数の多い順に30名を併せて記載すること。</p> <p>6~14 (略)</p> <p style="text-align:center;">第2 第 期末 ( 年 月 日現在) 貸借対照表 <span style="float:right">(単位:百万円)</span></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th>科 目</th> <th>金 額</th> <th>科 目</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align:center;">(略)</td> <td style="text-align:center;">(略)</td> <td style="text-align:center;">(略)</td> <td style="text-align:center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1(1)・(2) (略)</p>	役名及び職名	氏名又は名称 (生年月日又は設立年月日及び住所)	略歴又は沿革	所有自社株式数	備 考				株		計	名				氏名又は名称	所有株式数	割 合		千株	%							その他の株主 ( 名)			計 ( 名)		100	科 目	金 額	科 目	金 額	(略)	(略)	(略)	(略)
役名及び職名	氏名又は名称 (生年月日又は設立年月日及び住所)	略歴又は沿革	所有自社株式数	備 考																																					
			株																																						
計	名																																								
氏名又は名称	所有株式数	割 合																																							
	千株	%																																							
その他の株主 ( 名)																																									
計 ( 名)		100																																							
科 目	金 額	科 目	金 額																																						
(略)	(略)	(略)	(略)																																						

現行																																									
<p><b>別紙様式第2号</b> (第81条第2項関係) <span style="float:right">(日本工業規格A4)</span></p> <p style="text-align:center;">(略)</p> <p style="text-align:center;">第1 第 期 ( 年 月 日から ) 事業概況書 年 月 日まで</p> <p>1~3 (略)</p> <p>4 会社役員略歴及び所有自社株式</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th>役名及び職名</th> <th>氏名又は名称 (生年月日又は設立年月日及び住所)</th> <th>略歴又は沿革</th> <th>所有自社株式数</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align:center;">株</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">計</td> <td style="text-align:right;">名</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>5 株主の状況</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th>氏名又は名称</th> <th>所有株式数</th> <th>割 合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align:right;">千株</td> <td style="text-align:right;">%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の株主 ( 名)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">計 ( 名)</td> <td></td> <td style="text-align:right;">100</td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>持株数の多い順に30名を記載すること。</p> <p>6~14 (略)</p> <p style="text-align:center;">第2 第 期末 ( 年 月 日現在) 貸借対照表 <span style="float:right">(単位:百万円)</span></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th>科 目</th> <th>金 額</th> <th>科 目</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align:center;">(略)</td> <td style="text-align:center;">(略)</td> <td style="text-align:center;">(略)</td> <td style="text-align:center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1(1)・(2) (略)</p>	役名及び職名	氏名又は名称 (生年月日又は設立年月日及び住所)	略歴又は沿革	所有自社株式数	備 考				株		計	名				氏名又は名称	所有株式数	割 合		千株	%							その他の株主 ( 名)			計 ( 名)		100	科 目	金 額	科 目	金 額	(略)	(略)	(略)	(略)
役名及び職名	氏名又は名称 (生年月日又は設立年月日及び住所)	略歴又は沿革	所有自社株式数	備 考																																					
			株																																						
計	名																																								
氏名又は名称	所有株式数	割 合																																							
	千株	%																																							
その他の株主 ( 名)																																									
計 ( 名)		100																																							
科 目	金 額	科 目	金 額																																						
(略)	(略)	(略)	(略)																																						

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)別紙様式第2号

改正案	現行																																																
<p>(3) 会計方針の変更を行った場合には、会計方針の変更に関する会社計算規則第 102 条の 2 第 1 項に規定する事項 (ただし、同項第 3 号並びに第 4 号ロ及びハに掲げる事項については、記載すべき事項が連結貸借対照表に記載すべき事項と同一である場合において、その旨を注記するときは、当該事項の記載を要しない。)</p> <p>(4) 表示方法の変更を行った場合には、表示方法の変更に関する会社計算規則第 102 条の 3 第 1 項に規定する事項 (ただし、同項第 2 号に掲げる事項については、記載すべき事項が連結貸借対照表に記載すべき事項と同一である場合において、その旨を注記するときは、当該事項の記載を要しない。)</p> <p>(5) 会計上の見積りの変更を行った場合には、会計上の見積りの変更に関する会社計算規則第 102 条の 4 に規定する事項</p> <p>(6) 誤謬<sup>ひょうご</sup>の訂正 (会社計算規則第 2 条第 3 項第 64 号に規定する誤謬<sup>ひょうご</sup>の訂正をいう。以下同じ。)を行った場合には、誤謬<sup>ひょうご</sup>の訂正に関する同規則第 102 条の 5 に規定する事項</p> <p>(7)~(23) (略)</p> <p>(24) 次に掲げる 1 株当たり情報に関する事項</p> <p>① 1 株当たりの純資産額(純資産の部合計から危機対応準備金及び特別準備金を除いた金額を純資産額として算出し、銭単位で記載すること。また、純資産の部合計から危機対応準備金及び特別準備金を除いた金額を純資産額として算出した旨を記載すること。)</p> <p>② 当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨及び当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して 1 株当たりの純資産額を算定している旨</p> <p>(25)~(28) (略)</p> <p>2~7 (略)</p> <p style="text-align: center;">第 3 第 期 ( 年 月 日から ) 損益計算書 年 月 日まで</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p>	<p>(3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項 (重要性の乏しいものを除く。)</p> <p>① 会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容</p> <p>② 表示方法を変更したときは、その内容</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(4)~(20) (略)</p> <p>(21) 1 株当たりの純資産額(純資産の部合計から危機対応準備金及び特別準備金を除いた金額を純資産額として算出し、銭単位で記載すること。また、純資産の部合計から危機対応準備金及び特別準備金を除いた金額を純資産額として算出した旨を記載すること。)</p> <p>(22)~(29) (略)</p> <p>2~7 (略)</p> <p style="text-align: center;">第 3 第 期 ( 年 月 日から ) 損益計算書 年 月 日まで</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p>																																																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">科 目</th> <th style="width: 50%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その 他 経 常 収 益</td> <td style="text-align: center;">× × ×</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">貸 倒 引 当 金 戻 入 益</td> <td style="text-align: center;">× × ×</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">償 却 債 権 取 立 益</td> <td style="text-align: center;">× × ×</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">株 式 等 売 却 益</td> <td style="text-align: center;">× × ×</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">特 別 利 益</td> <td style="text-align: center;">× × ×</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">固 定 資 産 処 分 益</td> <td style="text-align: center;">× × ×</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">負 の の れ ん 発 生 益</td> <td style="text-align: center;">× × ×</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(削除)</td> <td style="text-align: center;">(削除)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(削除)</td> <td style="text-align: center;">(削除)</td> </tr> </tbody> </table>	科 目	金 額	(略)	(略)	その 他 経 常 収 益	× × ×	貸 倒 引 当 金 戻 入 益	× × ×	償 却 債 権 取 立 益	× × ×	株 式 等 売 却 益	× × ×	(略)	(略)	特 別 利 益	× × ×	固 定 資 産 処 分 益	× × ×	負 の の れ ん 発 生 益	× × ×	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">科 目</th> <th style="width: 50%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その 他 経 常 収 益</td> <td style="text-align: center;">× × ×</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(新設)</td> <td style="text-align: center;">(新設)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(新設)</td> <td style="text-align: center;">(新設)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">株 式 等 売 却 益</td> <td style="text-align: center;">× × ×</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">特 別 利 益</td> <td style="text-align: center;">× × ×</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">固 定 資 産 処 分 益</td> <td style="text-align: center;">× × ×</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">負 の の れ ん 発 生 益</td> <td style="text-align: center;">× × ×</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">貸 倒 引 当 金 戻 入 益</td> <td style="text-align: center;">× × ×</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">償 却 債 権 取 立 益</td> <td style="text-align: center;">× × ×</td> </tr> </tbody> </table>	科 目	金 額	(略)	(略)	その 他 経 常 収 益	× × ×	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	株 式 等 売 却 益	× × ×	(略)	(略)	特 別 利 益	× × ×	固 定 資 産 処 分 益	× × ×	負 の の れ ん 発 生 益	× × ×	貸 倒 引 当 金 戻 入 益	× × ×	償 却 債 権 取 立 益	× × ×
科 目	金 額																																																
(略)	(略)																																																
その 他 経 常 収 益	× × ×																																																
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	× × ×																																																
償 却 債 権 取 立 益	× × ×																																																
株 式 等 売 却 益	× × ×																																																
(略)	(略)																																																
特 別 利 益	× × ×																																																
固 定 資 産 処 分 益	× × ×																																																
負 の の れ ん 発 生 益	× × ×																																																
(削除)	(削除)																																																
(削除)	(削除)																																																
科 目	金 額																																																
(略)	(略)																																																
その 他 経 常 収 益	× × ×																																																
(新設)	(新設)																																																
(新設)	(新設)																																																
株 式 等 売 却 益	× × ×																																																
(略)	(略)																																																
特 別 利 益	× × ×																																																
固 定 資 産 処 分 益	× × ×																																																
負 の の れ ん 発 生 益	× × ×																																																
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	× × ×																																																
償 却 債 権 取 立 益	× × ×																																																

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)別紙様式第2号

改正案		現行																																																																							
金融商品取引責任準備金取崩額 × × × (略) (略)	金融商品取引責任準備金取崩額 × × × (略) (略)																																																																								
(記載上の注意)																																																																									
1～3 (略)																																																																									
4 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、 <u>非経常的な利益又は損失の金額</u> を記載すること。 ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、 <u>経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。</u>																																																																									
5～7 (略)																																																																									
8. <u>次に掲げる1株当たり情報に関する事項</u>																																																																									
(1) <u>1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額(銭単位)</u>																																																																									
(2) <u>当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定している旨</u>																																																																									
9～11 (略)																																																																									
第4 第 期 ( 年 月 日から ) 株主資本等変動計算書 ( 年 月 日まで )																																																																									
(単位：百万円)																																																																									
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;">科 目</th> <th style="width: 20%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>株主資本</td><td></td></tr> <tr><td>  資本金</td><td></td></tr> <tr><td>    <u>当期首残高</u></td><td style="text-align: right;">×××</td></tr> <tr><td>    当期変動額</td><td></td></tr> <tr><td>      (略)</td><td style="text-align: right;">(略)</td></tr> <tr><td>  危機対応準備金</td><td></td></tr> <tr><td>    <u>当期首残高</u></td><td style="text-align: right;">×××</td></tr> <tr><td>    当期変動額</td><td></td></tr> <tr><td>      (略)</td><td style="text-align: right;">(略)</td></tr> <tr><td>  特別準備金</td><td></td></tr> <tr><td>    <u>当期首残高</u></td><td style="text-align: right;">×××</td></tr> <tr><td>    当期変動額</td><td></td></tr> <tr><td>      (略)</td><td style="text-align: right;">(略)</td></tr> <tr><td>  資本準備金</td><td></td></tr> <tr><td>    <u>当期首残高</u></td><td style="text-align: right;">×××</td></tr> <tr><td>    当期変動額</td><td></td></tr> <tr><td>      (略)</td><td style="text-align: right;">(略)</td></tr> </tbody> </table>	科 目	金 額	株主資本		資本金		<u>当期首残高</u>	×××	当期変動額		(略)	(略)	危機対応準備金		<u>当期首残高</u>	×××	当期変動額		(略)	(略)	特別準備金		<u>当期首残高</u>	×××	当期変動額		(略)	(略)	資本準備金		<u>当期首残高</u>	×××	当期変動額		(略)	(略)	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;">科 目</th> <th style="width: 20%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>株主資本</td><td></td></tr> <tr><td>  資本金</td><td></td></tr> <tr><td>    <u>前期末残高</u></td><td style="text-align: right;">×××</td></tr> <tr><td>    当期変動額</td><td></td></tr> <tr><td>      (略)</td><td style="text-align: right;">(略)</td></tr> <tr><td>  危機対応準備金</td><td></td></tr> <tr><td>    <u>前期末残高</u></td><td style="text-align: right;">×××</td></tr> <tr><td>    当期変動額</td><td></td></tr> <tr><td>      (略)</td><td style="text-align: right;">(略)</td></tr> <tr><td>  特別準備金</td><td></td></tr> <tr><td>    <u>前期末残高</u></td><td style="text-align: right;">×××</td></tr> <tr><td>    当期変動額</td><td></td></tr> <tr><td>      (略)</td><td style="text-align: right;">(略)</td></tr> <tr><td>  資本準備金</td><td></td></tr> <tr><td>    <u>前期末残高</u></td><td style="text-align: right;">×××</td></tr> <tr><td>    当期変動額</td><td></td></tr> <tr><td>      (略)</td><td style="text-align: right;">(略)</td></tr> </tbody> </table>	科 目	金 額	株主資本		資本金		<u>前期末残高</u>	×××	当期変動額		(略)	(略)	危機対応準備金		<u>前期末残高</u>	×××	当期変動額		(略)	(略)	特別準備金		<u>前期末残高</u>	×××	当期変動額		(略)	(略)	資本準備金		<u>前期末残高</u>	×××	当期変動額		(略)	(略)
科 目	金 額																																																																								
株主資本																																																																									
資本金																																																																									
<u>当期首残高</u>	×××																																																																								
当期変動額																																																																									
(略)	(略)																																																																								
危機対応準備金																																																																									
<u>当期首残高</u>	×××																																																																								
当期変動額																																																																									
(略)	(略)																																																																								
特別準備金																																																																									
<u>当期首残高</u>	×××																																																																								
当期変動額																																																																									
(略)	(略)																																																																								
資本準備金																																																																									
<u>当期首残高</u>	×××																																																																								
当期変動額																																																																									
(略)	(略)																																																																								
科 目	金 額																																																																								
株主資本																																																																									
資本金																																																																									
<u>前期末残高</u>	×××																																																																								
当期変動額																																																																									
(略)	(略)																																																																								
危機対応準備金																																																																									
<u>前期末残高</u>	×××																																																																								
当期変動額																																																																									
(略)	(略)																																																																								
特別準備金																																																																									
<u>前期末残高</u>	×××																																																																								
当期変動額																																																																									
(略)	(略)																																																																								
資本準備金																																																																									
<u>前期末残高</u>	×××																																																																								
当期変動額																																																																									
(略)	(略)																																																																								



○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)別紙様式第2号

改正案		現行	
その他資本剰余金		その他資本剰余金	
<u>当期首残高</u>	×××	<u>前期末残高</u>	×××
当期変動額		当期変動額	
(略)	(略)	(略)	(略)
資本剰余金合計		資本剰余金合計	
<u>当期首残高</u>	×××	<u>前期末残高</u>	×××
当期変動額		当期変動額	
(略)	(略)	(略)	(略)
利益準備金		利益準備金	
<u>当期首残高</u>	×××	<u>前期末残高</u>	×××
当期変動額		当期変動額	
(略)	(略)	(略)	(略)
××積立金		××積立金	
<u>当期首残高</u>	×××	<u>前期末残高</u>	×××
当期変動額		当期変動額	
(略)	(略)	(略)	(略)
繰越利益剰余金		繰越利益剰余金	
<u>当期首残高</u>	×××	<u>前期末残高</u>	×××
当期変動額		当期変動額	
(略)	(略)	(略)	(略)
利益剰余金合計		利益剰余金合計	
<u>当期首残高</u>	×××	<u>前期末残高</u>	×××
当期変動額		当期変動額	
(略)	(略)	(略)	(略)
自己株式		自己株式	
<u>当期首残高</u>	△×××	<u>前期末残高</u>	△×××
当期変動額		当期変動額	
(略)	(略)	(略)	(略)
株主資本合計		株主資本合計	
<u>当期首残高</u>	×××	<u>前期末残高</u>	×××
当期変動額		当期変動額	
(略)	(略)	(略)	(略)
その他有価証券評価差額金		その他有価証券評価差額金	
<u>当期首残高</u>	×××	<u>前期末残高</u>	×××
当期変動額		当期変動額	
(略)	(略)	(略)	(略)
繰延ヘッジ損益		繰延ヘッジ損益	
<u>当期首残高</u>	×××	<u>前期末残高</u>	×××

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)別紙様式第2号

改正案		現行																																																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%;">当期変動額</td><td style="width: 50%;"></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td>評価・換算差額等合計</td><td></td></tr> <tr><td>当期首残高</td><td style="text-align: right;">×××</td></tr> <tr><td>当期変動額</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td>新株予約権</td><td></td></tr> <tr><td>当期首残高</td><td style="text-align: right;">×××</td></tr> <tr><td>当期変動額</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td>純資産合計</td><td></td></tr> <tr><td>当期首残高</td><td style="text-align: right;">×××</td></tr> <tr><td>当期変動額</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 その他利益剰余金は、科目ごとの記載に代えてその他利益剰余金の合計額を、<u>当事業年度期首残高</u>、事業年度中の変動額及び事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。</p> <p>5 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、<u>当事業年度期首残高</u>、事業年度中の変動額及び事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。</p> <p>6・7 (略)</p> <p>8 <u>遡及適用(会社計算規則第2条第3項第59号に規定する遡及適用をいう。)</u>又は誤謬<sup>びやう</sup>の訂正をした場合にあつては、<u>当期首残高に対する影響額を注記すること。</u></p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	当期変動額		(略)	(略)	評価・換算差額等合計		当期首残高	×××	当期変動額		(略)	(略)	新株予約権		当期首残高	×××	当期変動額		(略)	(略)	純資産合計		当期首残高	×××	当期変動額		(略)	(略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%;">当期変動額</td><td style="width: 50%;"></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td>評価・換算差額等合計</td><td></td></tr> <tr><td>前期末残高</td><td style="text-align: right;">×××</td></tr> <tr><td>当期変動額</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td>新株予約権</td><td></td></tr> <tr><td>前期末残高</td><td style="text-align: right;">×××</td></tr> <tr><td>当期変動額</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td>純資産合計</td><td></td></tr> <tr><td>前期末残高</td><td style="text-align: right;">×××</td></tr> <tr><td>当期変動額</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 その他利益剰余金は、科目ごとの記載に代えてその他利益剰余金の合計額を、<u>前事業年度末残高</u>、事業年度中の変動額及び事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。</p> <p>5 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、<u>前事業年度末残高</u>、事業年度中の変動額及び事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。</p> <p>6・7 (略)</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	当期変動額		(略)	(略)	評価・換算差額等合計		前期末残高	×××	当期変動額		(略)	(略)	新株予約権		前期末残高	×××	当期変動額		(略)	(略)	純資産合計		前期末残高	×××	当期変動額		(略)	(略)
当期変動額																																																									
(略)	(略)																																																								
評価・換算差額等合計																																																									
当期首残高	×××																																																								
当期変動額																																																									
(略)	(略)																																																								
新株予約権																																																									
当期首残高	×××																																																								
当期変動額																																																									
(略)	(略)																																																								
純資産合計																																																									
当期首残高	×××																																																								
当期変動額																																																									
(略)	(略)																																																								
当期変動額																																																									
(略)	(略)																																																								
評価・換算差額等合計																																																									
前期末残高	×××																																																								
当期変動額																																																									
(略)	(略)																																																								
新株予約権																																																									
前期末残高	×××																																																								
当期変動額																																																									
(略)	(略)																																																								
純資産合計																																																									
前期末残高	×××																																																								
当期変動額																																																									
(略)	(略)																																																								

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)別紙様式第3号

改正案	現行																
別紙様式第3号 (第81条第3項関係) (日本工業規格A4)	別紙様式第3号 (第81条第3項関係) (日本工業規格A4)																
(略)	(略)																
第2 中間連結財務諸表	第2 中間連結財務諸表																
1 (略)	1 (略)																
2 ( 年 月 日現在) 中間連結貸借対照表	2 ( 年 月 日現在) 中間連結貸借対照表																
(単位: 百万円)	(単位: 百万円)																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">科 目</th> <th style="width: 12.5%;">金 額</th> <th style="width: 25%;">科 目</th> <th style="width: 12.5%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	科 目	金 額	科 目	金 額	(略)	(略)	(略)	(略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">科 目</th> <th style="width: 12.5%;">金 額</th> <th style="width: 25%;">科 目</th> <th style="width: 12.5%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	科 目	金 額	科 目	金 額	(略)	(略)	(略)	(略)
科 目	金 額	科 目	金 額														
(略)	(略)	(略)	(略)														
科 目	金 額	科 目	金 額														
(略)	(略)	(略)	(略)														
(記載上の注意)	(記載上の注意)																
1(1)・(2) (略)	1(1)・(2) (略)																
(3) <u>会計方針の変更を行った場合には、会計方針の変更に関する会社計算規則第102条の第2第1項に規定する事項。この場合において、同項第4号ハ中「当該事業年度の翌事業年度以降」とあるのは、「当該連結会計年度」と読み替えるものとする。(ただし、当該中間連結会計期間の直前の連結会計年度に係る連結財務諸表作成に当たり会計方針の変更が行われており、当該中間連結会計期間の直前の中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表作成上の会計方針との間に相違がみられるときは、その旨を注記することにより足りる。)</u>	(3) <u>会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)</u> ① <u>会計処理の原則又は手続を変更したとき(当該中間連結会計期間の直前の連結会計年度に係る連結財務諸表作成に当たり会計処理の原則又は手続について変更が行われており、当該中間連結会計期間の直前の中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表作成上の会計処理の原則又は手続との間に相違がみられるときを含む。)</u> は、その旨、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容 ② <u>表示方法を変更したときは、その内容</u>																
(4) <u>表示方法の変更を行った場合には、表示方法の変更に関する会社計算規則第102条の3第1項に規定する事項</u>	(新設)																
(5) <u>会計上の見積りの変更を行った場合には、会計上の見積りの変更に関する会社計算規則第102条の4に規定する事項。この場合において、同条第3号中「当該事業年度の翌事業年度以降」とあるのは、「当該連結会計年度」と読み替えるものとする。</u>	(新設)																
(6) <u>誤謬<sup>びやう</sup>の訂正(会社計算規則第2条第3項第64号に規定する誤謬<sup>びやう</sup>の訂正をいう。以下同じ。)を行った場合には、誤謬<sup>びやう</sup>の訂正に関する同規則第102条の5に規定する事項</u>	(新設)																
(7)~(13) (略)	(4)~(10) (略)																
(14) <u>次に掲げる1株当たり情報に関する事項(ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合は、記載を省略することができる。)</u> ① <u>1株当たりの純資産額(純資産の部合計から危機対応準備金及び特別準備金を除いた金額を純資産額として算出し、銭単位で記載すること。また、純資産の部合計から危機対応準備金及び特別準備金を除いた金額を純資産額として算出した旨を記載すること。)</u> ② <u>当該中間連結会計期間又は当該中間連結会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨及び当該中間連結会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの純資産額を算定している旨</u>	(11) <u>1株当たりの純資産額(純資産の部合計から危機対応準備金及び特別準備金を除いた金額を純資産額として算出し、銭単位で記載すること。また、純資産の部合計から危機対応準備金及び特別準備金を除いた金額を純資産額として算出した旨を記載すること。)</u>																
(15)~(20) (略)	(12)~(17) (略)																
2~5 (略)	2~5 (略)																

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)別紙様式第3号

改正案	現行																
<p style="text-align: center;">3 (   年   月   日から )           (   年   月   日まで ) 中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書</p> <p>(略)</p> <p>(1) 中間連結損益計算書</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:70%;">科 目</th> <th style="width:30%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次に掲げる1株当たり情報に関する事項</p> <p>(1) <u>1株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額(銭単位)</u></p> <p>(2) <u>当該連結会計期間又は当該中間連結会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該中間連結会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額を算定している旨</u></p> <p>2～5 (略)</p> <p>(2) 中間連結包括利益計算書</p> <p>(略)</p> <p>(3) 中間連結損益及び包括利益計算書</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:70%;">科 目</th> <th style="width:30%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次に掲げる1株当たり情報に関する事項</p> <p>(1) <u>1株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額(銭単位)</u></p> <p>(2) <u>当該中間連結会計期間又は当該中間連結会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合において、当該中間連結会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額を算定したときは、その旨</u></p> <p>2～7 (略)</p> <p style="text-align: center;">4 (   年   月   日から )           (   年   月   日まで ) 中間連結株主資本等変動計算書</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p>	科 目	金 額	(略)	(略)	科 目	金 額	(略)	(略)	<p style="text-align: center;">3 (   年   月   日から )           (   年   月   日まで ) 中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書</p> <p>(略)</p> <p>(1) 中間連結損益計算書</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:70%;">科 目</th> <th style="width:30%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 <u>1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額を銭単位で注記すること。</u></p> <p>2～5 (略)</p> <p>(2) 中間連結包括利益計算書</p> <p>(略)</p> <p>(3) 中間連結損益及び包括利益計算書</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:70%;">科 目</th> <th style="width:30%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 <u>1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額を銭単位で注記すること。</u></p> <p>2～7 (略)</p> <p style="text-align: center;">4 (   年   月   日から )           (   年   月   日まで ) 中間連結株主資本等変動計算書</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p>	科 目	金 額	(略)	(略)	科 目	金 額	(略)	(略)
科 目	金 額																
(略)	(略)																
科 目	金 額																
(略)	(略)																
科 目	金 額																
(略)	(略)																
科 目	金 額																
(略)	(略)																

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)別紙様式第3号

改正案		現行	
科 目	金 額	科 目	金 額
株主資本		株主資本	
資本金		資本金	
当期首残高	×××	前期末残高	×××
当中間期変動額		当中間期変動額	
(略)	(略)	(略)	(略)
危機対応準備金		危機対応準備金	
当期首残高	×××	前期末残高	×××
当中間期変動額		当中間期変動額	
(略)	(略)	(略)	(略)
特別準備金		特別準備金	
当期首残高	×××	前期末残高	×××
当中間期変動額		当中間期変動額	
(略)	(略)	(略)	(略)
資本剰余金		資本剰余金	
当期首残高	×××	前期末残高	×××
当中間期変動額		当中間期変動額	
(略)	(略)	(略)	(略)
利益剰余金		利益剰余金	
当期首残高	×××	前期末残高	×××
当中間期変動額		当中間期変動額	
(略)	(略)	(略)	(略)
自己株式		自己株式	
当期首残高	△×××	前期末残高	△×××
当中間期変動額		当中間期変動額	
(略)	(略)	(略)	(略)
株主資本合計		株主資本合計	
当期首残高	×××	前期末残高	×××
当中間期変動額		当中間期変動額	
(略)	(略)	(略)	(略)
その他有価証券評価差額金		その他有価証券評価差額金	
当期首残高	×××	前期末残高	×××
当中間期変動額		当中間期変動額	
(略)	(略)	(略)	(略)
繰延ヘッジ損益		繰延ヘッジ損益	
当期首残高	×××	前期末残高	×××
当中間期変動額		当中間期変動額	
(略)	(略)	(略)	(略)

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)別紙様式第3号

改正案		現行	
為替換算調整勘定		為替換算調整勘定	
当期首残高	×××	前期末残高	×××
当中間期変動額		当中間期変動額	
(略)	(略)	(略)	(略)
その他の包括利益累計額合計		その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	×××	前期末残高	×××
当中間期変動額		当中間期変動額	
(略)	(略)	(略)	(略)
新株予約権		新株予約権	
当期首残高	×××	前期末残高	×××
当中間期変動額		当中間期変動額	
(略)	(略)	(略)	(略)
少数株主持分		少数株主持分	
当期首残高	×××	前期末残高	×××
当中間期変動額		当中間期変動額	
(略)	(略)	(略)	(略)
純資産合計		純資産合計	
当期首残高	×××	前期末残高	×××
当中間期変動額		当中間期変動額	
(略)	(略)	(略)	(略)
(記載上の注意)		(記載上の注意)	
1～3 (略)		1～3 (略)	
4 その他の包括利益累計額は、科目ごとの記載に代えてその他の包括利益累計額の合計額を、当連結会計年度期首残高、中間連結会計期間中の変動額及び中間連結会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。		4 その他の包括利益累計額は、科目ごとの記載に代えてその他の包括利益累計額の合計額を、前連結会計年度末残高、中間連結会計期間中の変動額及び中間連結会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。	
5・6 (略)		5・6 (略)	
7 遡及適用(会社計算規則第2条第3項第59号に規定する遡及適用をいう。)又は誤謬 <sup>びょう</sup> の訂正をした場合にあつては、当期首残高に対する影響額を注記すること。		(新設)	
(以下略)		(以下略)	

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)別紙様式第4号

改正案	現行																
<p>別紙様式第4号 (第81条第4項関係) (日本工業規格A4)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">第2 連結財務諸表</p> <p>1 (略)</p> <p style="text-align: center;">2 ( 年 月 日現在) 連結貸借対照表 (単位:百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:12.5%;">金 額</th> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:12.5%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 会計方針の変更を行った場合には、会計方針の変更に関する会社計算規則第102条の2第1項に規定する事項</u></p> <p>(4) 表示方法の変更を行った場合には、表示方法の変更に関する会社計算規則第102条の3第1項に規定する事項</p> <p><u>(5) 会計上の見積りの変更を行った場合には、会計上の見積りの変更に関する会社計算規則第102条の4に規定する事項</u></p> <p><u>(6) 誤謬<sup>ひまう</sup>の訂正(会社計算規則第2条第3項第64号に規定する誤謬<sup>ひまう</sup>の訂正をいう。以下同じ。)を行った場合には、誤謬<sup>ひまう</sup>の訂正に関する同規則第102条の5に規定する事項</u></p> <p>(7)~(19) (略)</p> <p><u>(20) 次に掲げる1株当たり情報に関する事項。</u></p> <p>① <u>1株当たりの純資産額(純資産の部合計から危機対応準備金及び特別準備金を除いた金額を純資産額として算出し、銭単位で記載すること。また、純資産の部合計から危機対応準備金及び特別準備金を除いた金額を純資産額として算出した旨を記載すること。)</u></p> <p>② <u>当該連結会計年度又は当該連結会計年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨及び当該連結会計年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの純資産額を算定している旨</u></p> <p>(21)~(26) (略)</p> <p>2~7 (略)</p> <p style="text-align: center;">3 ( 年 月 日から 年 月 日まで ) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書</p> <p>(略)</p>	科 目	金 額	科 目	金 額	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>別紙様式第4号 (第81条第4項関係) (日本工業規格A4)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">第2 連結財務諸表</p> <p>1 (略)</p> <p style="text-align: center;">2 ( 年 月 日現在) 連結貸借対照表 (単位:百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:12.5%;">金 額</th> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:12.5%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)</u></p> <p>① <u>会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容</u></p> <p>② <u>表示方法を変更したときは、その内容</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(4)~(16) (略)</p> <p><u>(17) 1株当たりの純資産額(純資産の部合計から危機対応準備金及び特別準備金を除いた金額を純資産額として算出し、銭単位で記載すること。また、純資産の部合計から危機対応準備金及び特別準備金を除いた金額を純資産額として算出した旨を記載すること。)</u></p> <p>(18)~(23) (略)</p> <p>2~7 (略)</p> <p style="text-align: center;">3 ( 年 月 日から 年 月 日まで ) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書</p> <p>(略)</p>	科 目	金 額	科 目	金 額	(略)	(略)	(略)	(略)
科 目	金 額	科 目	金 額														
(略)	(略)	(略)	(略)														
科 目	金 額	科 目	金 額														
(略)	(略)	(略)	(略)														

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)別紙様式第4号

改正案	現行																																																																
<p>(1) 連結損益計算書</p> <p style="text-align:right;">(単位:百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:50%;">科 目</th> <th style="width:50%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align:center;">(略)</td> <td style="text-align:center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>その他業務収益</td> <td style="text-align:right;">× × ×</td> </tr> <tr> <td>その他経常収益</td> <td style="text-align:right;">× × ×</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金戻入益</td> <td style="text-align:right;">× × ×</td> </tr> <tr> <td>償却債権取立益</td> <td style="text-align:right;">× × ×</td> </tr> <tr> <td>その他の経常収益</td> <td style="text-align:right;">× × ×</td> </tr> <tr> <td>経常費用</td> <td style="text-align:right;">× × ×</td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">(略)</td> <td style="text-align:center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>特別利益</td> <td style="text-align:right;">× × ×</td> </tr> <tr> <td>固定資産処分益</td> <td style="text-align:right;">× × ×</td> </tr> <tr> <td>負ののれん発生益</td> <td style="text-align:right;">× × ×</td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">(削除)</td> <td style="text-align:center;">(削除)</td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">(削除)</td> <td style="text-align:center;">(削除)</td> </tr> <tr> <td>その他の特別利益</td> <td style="text-align:right;">× × ×</td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">(略)</td> <td style="text-align:center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次に掲げる1株当たり情報に関する事項</p> <p>(1) <u>1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額(銭単位)</u></p> <p>(2) <u>当該連結会計年度又は当該連結会計年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該連結会計年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定している旨</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、<u>非経常的な利益又は損失の金額</u>を記載すること。 ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。</p> <p>5・6 (略)</p>	科 目	金 額	(略)	(略)	その他業務収益	× × ×	その他経常収益	× × ×	貸倒引当金戻入益	× × ×	償却債権取立益	× × ×	その他の経常収益	× × ×	経常費用	× × ×	(略)	(略)	特別利益	× × ×	固定資産処分益	× × ×	負ののれん発生益	× × ×	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	その他の特別利益	× × ×	(略)	(略)	<p>(1) 連結損益計算書</p> <p style="text-align:right;">(単位:百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:50%;">科 目</th> <th style="width:50%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align:center;">(略)</td> <td style="text-align:center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>その他業務収益</td> <td style="text-align:right;">× × ×</td> </tr> <tr> <td>その他経常収益</td> <td style="text-align:right;">× × ×</td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">(新設)</td> <td style="text-align:center;">(新設)</td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">(新設)</td> <td style="text-align:center;">(新設)</td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">(新設)</td> <td style="text-align:center;">(新設)</td> </tr> <tr> <td>経常費用</td> <td style="text-align:right;">× × ×</td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">(略)</td> <td style="text-align:center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>特別利益</td> <td style="text-align:right;">× × ×</td> </tr> <tr> <td>固定資産処分益</td> <td style="text-align:right;">× × ×</td> </tr> <tr> <td>負ののれん発生益</td> <td style="text-align:right;">× × ×</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金戻入益</td> <td style="text-align:right;">× × ×</td> </tr> <tr> <td>償却債権取立益</td> <td style="text-align:right;">× × ×</td> </tr> <tr> <td>その他の特別利益</td> <td style="text-align:right;">× × ×</td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">(略)</td> <td style="text-align:center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 <u>1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を銭単位で注記すること。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、<u>前期損益修正その他異常な利益又は損失の金額</u>を記載すること。 ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。</p> <p>5・6 (略)</p>	科 目	金 額	(略)	(略)	その他業務収益	× × ×	その他経常収益	× × ×	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	経常費用	× × ×	(略)	(略)	特別利益	× × ×	固定資産処分益	× × ×	負ののれん発生益	× × ×	貸倒引当金戻入益	× × ×	償却債権取立益	× × ×	その他の特別利益	× × ×	(略)	(略)
科 目	金 額																																																																
(略)	(略)																																																																
その他業務収益	× × ×																																																																
その他経常収益	× × ×																																																																
貸倒引当金戻入益	× × ×																																																																
償却債権取立益	× × ×																																																																
その他の経常収益	× × ×																																																																
経常費用	× × ×																																																																
(略)	(略)																																																																
特別利益	× × ×																																																																
固定資産処分益	× × ×																																																																
負ののれん発生益	× × ×																																																																
(削除)	(削除)																																																																
(削除)	(削除)																																																																
その他の特別利益	× × ×																																																																
(略)	(略)																																																																
科 目	金 額																																																																
(略)	(略)																																																																
その他業務収益	× × ×																																																																
その他経常収益	× × ×																																																																
(新設)	(新設)																																																																
(新設)	(新設)																																																																
(新設)	(新設)																																																																
経常費用	× × ×																																																																
(略)	(略)																																																																
特別利益	× × ×																																																																
固定資産処分益	× × ×																																																																
負ののれん発生益	× × ×																																																																
貸倒引当金戻入益	× × ×																																																																
償却債権取立益	× × ×																																																																
その他の特別利益	× × ×																																																																
(略)	(略)																																																																
<p>(2) 連結包括利益計算書</p> <p style="text-align:right;">(単位:百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:50%;">科 目</th> <th style="width:50%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align:center;">(略)</td> <td style="text-align:center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 <u>その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、</u></p>	科 目	金 額	(略)	(略)	<p>(2) 連結包括利益計算書</p> <p style="text-align:right;">(単位:百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:50%;">科 目</th> <th style="width:50%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align:center;">(略)</td> <td style="text-align:center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 <u>その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、</u></p>	科 目	金 額	(略)	(略)																																																								
科 目	金 額																																																																
(略)	(略)																																																																
科 目	金 額																																																																
(略)	(略)																																																																



○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)別紙様式第4号

改正案	現行																																																																
<p>各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。いずれの場合も、その他の包括利益の各内訳項目別の税効果の金額を注記すること。</p> <p>5 当期純利益金額又は当期純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、上記4の注記と併せて記載することができる。</p> <p>(3) 連結損益及び包括利益計算書 (略)</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">科 目</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>そ の 他 業 務 収 益</td> <td style="text-align: center;">× × ×</td> </tr> <tr> <td>そ の 他 経 常 収 益</td> <td style="text-align: center;">× × ×</td> </tr> <tr> <td>貸 倒 引 当 金 戻 入 益</td> <td style="text-align: center;">× × ×</td> </tr> <tr> <td>償 却 債 権 取 立 益</td> <td style="text-align: center;">× × ×</td> </tr> <tr> <td>そ の 他 の 経 常 収 益</td> <td style="text-align: center;">× × ×</td> </tr> <tr> <td>経 常 費 用</td> <td style="text-align: center;">× × ×</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>特 別 利 益</td> <td style="text-align: center;">× × ×</td> </tr> <tr> <td>固 定 資 産 処 分 益</td> <td style="text-align: center;">× × ×</td> </tr> <tr> <td>負 の の れ ん 発 生 益</td> <td style="text-align: center;">× × ×</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(削除)</td> <td style="text-align: center;">(削除)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(削除)</td> <td style="text-align: center;">(削除)</td> </tr> <tr> <td>そ の 他 の 特 別 利 益</td> <td style="text-align: center;">× × ×</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次に掲げる1株当たり情報に関する事項</p> <p>(1) 1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額(銭単位)</p> <p>(2) 当該連結会計年度又は当該連結会計年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合において、当該連結会計年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定したときは、その旨</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、非経常的な利益又は損失の金額を記載すること。 ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。</p> <p>5～7 (略)</p>	科 目	金 額	(略)	(略)	そ の 他 業 務 収 益	× × ×	そ の 他 経 常 収 益	× × ×	貸 倒 引 当 金 戻 入 益	× × ×	償 却 債 権 取 立 益	× × ×	そ の 他 の 経 常 収 益	× × ×	経 常 費 用	× × ×	(略)	(略)	特 別 利 益	× × ×	固 定 資 産 処 分 益	× × ×	負 の の れ ん 発 生 益	× × ×	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	そ の 他 の 特 別 利 益	× × ×	(略)	(略)	<p>各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(3) 連結損益及び包括利益計算書 (略)</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">科 目</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>そ の 他 業 務 収 益</td> <td style="text-align: center;">× × ×</td> </tr> <tr> <td>そ の 他 経 常 収 益</td> <td style="text-align: center;">× × ×</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(新設)</td> <td style="text-align: center;">(新設)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(新設)</td> <td style="text-align: center;">(新設)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(新設)</td> <td style="text-align: center;">(新設)</td> </tr> <tr> <td>経 常 費 用</td> <td style="text-align: center;">× × ×</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>特 別 利 益</td> <td style="text-align: center;">× × ×</td> </tr> <tr> <td>固 定 資 産 処 分 益</td> <td style="text-align: center;">× × ×</td> </tr> <tr> <td>負 の の れ ん 発 生 益</td> <td style="text-align: center;">× × ×</td> </tr> <tr> <td>貸 倒 引 当 金 戻 入 益</td> <td style="text-align: center;">× × ×</td> </tr> <tr> <td>償 却 債 権 取 立 益</td> <td style="text-align: center;">× × ×</td> </tr> <tr> <td>そ の 他 の 特 別 利 益</td> <td style="text-align: center;">× × ×</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を銭単位で注記すること。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、前期損益修正その他異常な利益又は損失の金額を記載すること。 ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。</p> <p>5～7 (略)</p>	科 目	金 額	(略)	(略)	そ の 他 業 務 収 益	× × ×	そ の 他 経 常 収 益	× × ×	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	経 常 費 用	× × ×	(略)	(略)	特 別 利 益	× × ×	固 定 資 産 処 分 益	× × ×	負 の の れ ん 発 生 益	× × ×	貸 倒 引 当 金 戻 入 益	× × ×	償 却 債 権 取 立 益	× × ×	そ の 他 の 特 別 利 益	× × ×	(略)	(略)
科 目	金 額																																																																
(略)	(略)																																																																
そ の 他 業 務 収 益	× × ×																																																																
そ の 他 経 常 収 益	× × ×																																																																
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	× × ×																																																																
償 却 債 権 取 立 益	× × ×																																																																
そ の 他 の 経 常 収 益	× × ×																																																																
経 常 費 用	× × ×																																																																
(略)	(略)																																																																
特 別 利 益	× × ×																																																																
固 定 資 産 処 分 益	× × ×																																																																
負 の の れ ん 発 生 益	× × ×																																																																
(削除)	(削除)																																																																
(削除)	(削除)																																																																
そ の 他 の 特 別 利 益	× × ×																																																																
(略)	(略)																																																																
科 目	金 額																																																																
(略)	(略)																																																																
そ の 他 業 務 収 益	× × ×																																																																
そ の 他 経 常 収 益	× × ×																																																																
(新設)	(新設)																																																																
(新設)	(新設)																																																																
(新設)	(新設)																																																																
経 常 費 用	× × ×																																																																
(略)	(略)																																																																
特 別 利 益	× × ×																																																																
固 定 資 産 処 分 益	× × ×																																																																
負 の の れ ん 発 生 益	× × ×																																																																
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	× × ×																																																																
償 却 債 権 取 立 益	× × ×																																																																
そ の 他 の 特 別 利 益	× × ×																																																																
(略)	(略)																																																																

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)別紙様式第4号

改正案	現行																																																																																																												
<p>8 <u>その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。いずれの場合も、その他の包括利益の各内訳項目別の税効果の金額を注記すること。</u></p> <p>9 <u>当期純利益金額又は当期純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、上記8の注記と併せて記載することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">4 (      年    月    日から ) 連結株主資本等変動計算書                    (      年    月    日まで )</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:60%;">科 目</th> <th style="width:40%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>株主資本</td><td></td></tr> <tr><td>  資本金</td><td></td></tr> <tr><td>    当期首残高</td><td style="text-align: right;">×××</td></tr> <tr><td>    当期変動額</td><td></td></tr> <tr><td>      (略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td>  危機対応準備金</td><td></td></tr> <tr><td>    当期首残高</td><td style="text-align: right;">×××</td></tr> <tr><td>    当期変動額</td><td></td></tr> <tr><td>      (略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td>  特別準備金</td><td></td></tr> <tr><td>    当期首残高</td><td style="text-align: right;">×××</td></tr> <tr><td>    当期変動額</td><td></td></tr> <tr><td>      (略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td>  資本剰余金</td><td></td></tr> <tr><td>    当期首残高</td><td style="text-align: right;">×××</td></tr> <tr><td>    当期変動額</td><td></td></tr> <tr><td>      (略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td>  利益剰余金</td><td></td></tr> <tr><td>    当期首残高</td><td style="text-align: right;">×××</td></tr> <tr><td>    当期変動額</td><td></td></tr> <tr><td>      (略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td>  自己株式</td><td></td></tr> <tr><td>    当期首残高</td><td style="text-align: right;">△×××</td></tr> <tr><td>    当期変動額</td><td></td></tr> <tr><td>      (略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td>株主資本合計</td><td></td></tr> </tbody> </table>	科 目	金 額	株主資本		資本金		当期首残高	×××	当期変動額		(略)	(略)	危機対応準備金		当期首残高	×××	当期変動額		(略)	(略)	特別準備金		当期首残高	×××	当期変動額		(略)	(略)	資本剰余金		当期首残高	×××	当期変動額		(略)	(略)	利益剰余金		当期首残高	×××	当期変動額		(略)	(略)	自己株式		当期首残高	△×××	当期変動額		(略)	(略)	株主資本合計		<p>8 <u>その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">4 (      年    月    日から ) 連結株主資本等変動計算書                    (      年    月    日まで )</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:60%;">科 目</th> <th style="width:40%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>株主資本</td><td></td></tr> <tr><td>  資本金</td><td></td></tr> <tr><td>    前期末残高</td><td style="text-align: right;">×××</td></tr> <tr><td>    当期変動額</td><td></td></tr> <tr><td>      (略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td>  危機対応準備金</td><td></td></tr> <tr><td>    前期末残高</td><td style="text-align: right;">×××</td></tr> <tr><td>    当期変動額</td><td></td></tr> <tr><td>      (略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td>  特別準備金</td><td></td></tr> <tr><td>    前期末残高</td><td style="text-align: right;">×××</td></tr> <tr><td>    当期変動額</td><td></td></tr> <tr><td>      (略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td>  資本剰余金</td><td></td></tr> <tr><td>    前期末残高</td><td style="text-align: right;">×××</td></tr> <tr><td>    当期変動額</td><td></td></tr> <tr><td>      (略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td>  利益剰余金</td><td></td></tr> <tr><td>    前期末残高</td><td style="text-align: right;">×××</td></tr> <tr><td>    当期変動額</td><td></td></tr> <tr><td>      (略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td>  自己株式</td><td></td></tr> <tr><td>    前期末残高</td><td style="text-align: right;">△×××</td></tr> <tr><td>    当期変動額</td><td></td></tr> <tr><td>      (略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td>株主資本合計</td><td></td></tr> </tbody> </table>	科 目	金 額	株主資本		資本金		前期末残高	×××	当期変動額		(略)	(略)	危機対応準備金		前期末残高	×××	当期変動額		(略)	(略)	特別準備金		前期末残高	×××	当期変動額		(略)	(略)	資本剰余金		前期末残高	×××	当期変動額		(略)	(略)	利益剰余金		前期末残高	×××	当期変動額		(略)	(略)	自己株式		前期末残高	△×××	当期変動額		(略)	(略)	株主資本合計	
科 目	金 額																																																																																																												
株主資本																																																																																																													
資本金																																																																																																													
当期首残高	×××																																																																																																												
当期変動額																																																																																																													
(略)	(略)																																																																																																												
危機対応準備金																																																																																																													
当期首残高	×××																																																																																																												
当期変動額																																																																																																													
(略)	(略)																																																																																																												
特別準備金																																																																																																													
当期首残高	×××																																																																																																												
当期変動額																																																																																																													
(略)	(略)																																																																																																												
資本剰余金																																																																																																													
当期首残高	×××																																																																																																												
当期変動額																																																																																																													
(略)	(略)																																																																																																												
利益剰余金																																																																																																													
当期首残高	×××																																																																																																												
当期変動額																																																																																																													
(略)	(略)																																																																																																												
自己株式																																																																																																													
当期首残高	△×××																																																																																																												
当期変動額																																																																																																													
(略)	(略)																																																																																																												
株主資本合計																																																																																																													
科 目	金 額																																																																																																												
株主資本																																																																																																													
資本金																																																																																																													
前期末残高	×××																																																																																																												
当期変動額																																																																																																													
(略)	(略)																																																																																																												
危機対応準備金																																																																																																													
前期末残高	×××																																																																																																												
当期変動額																																																																																																													
(略)	(略)																																																																																																												
特別準備金																																																																																																													
前期末残高	×××																																																																																																												
当期変動額																																																																																																													
(略)	(略)																																																																																																												
資本剰余金																																																																																																													
前期末残高	×××																																																																																																												
当期変動額																																																																																																													
(略)	(略)																																																																																																												
利益剰余金																																																																																																													
前期末残高	×××																																																																																																												
当期変動額																																																																																																													
(略)	(略)																																																																																																												
自己株式																																																																																																													
前期末残高	△×××																																																																																																												
当期変動額																																																																																																													
(略)	(略)																																																																																																												
株主資本合計																																																																																																													

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)別紙様式第4号

改正案		現行	
当期首残高	×××	前期末残高	×××
当期変動額		当期変動額	
(略)	(略)	(略)	(略)
その他有価証券評価差額金		その他有価証券評価差額金	
当期首残高	×××	前期末残高	×××
当期変動額		当期変動額	
(略)	(略)	(略)	(略)
繰延ヘッジ損益		繰延ヘッジ損益	
当期首残高	×××	前期末残高	×××
当期変動額		当期変動額	
(略)	(略)	(略)	(略)
為替換算調整勘定		為替換算調整勘定	
当期首残高	×××	前期末残高	×××
当期変動額		当期変動額	
(略)	(略)	(略)	(略)
その他の包括利益累計額合計		その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	×××	前期末残高	×××
当期変動額		当期変動額	
(略)	(略)	(略)	(略)
新株予約権		新株予約権	
当期首残高	×××	前期末残高	×××
当期変動額		当期変動額	
(略)	(略)	(略)	(略)
少数株主持分		少数株主持分	
当期首残高	×××	前期末残高	×××
当期変動額		当期変動額	
(略)	(略)	(略)	(略)
純資産合計		純資産合計	
当期首残高	×××	前期末残高	×××
当期変動額		当期変動額	
(略)	(略)	(略)	(略)

(記載上の注意)

1～3 (略)

4 その他の包括利益累計額は、科目ごとの記載に代えてその他の包括利益累計額の合計額を、当連結会計年度期首残高、連結会計年度中の変動額及び連結会計年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

5・6 (略)

7 遡及適用(会社計算規則第2条第3項第59号に規定する遡及適用をいう。)又は誤謬<sup>びやう</sup>の(新設)

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)別紙様式第4号

改正案	現行
訂正をした場合にあつては、当期首残高に対する影響額を注記すること。  (以下略)	  (以下略)

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)別紙様式第5号

改正案	現行																
<p><b>別紙様式第5号</b> (第82条第1項及び第6項関係)</p> <p style="text-align: center;">第1 第 期 中 間 決 算 公 告</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">中間貸借対照表 ( 年 月 日現在)</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:12.5%;">金 額</th> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:12.5%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>会計方針の変更(当該中間会計期間の直前の事業年度に係る財務諸表作成に当たり会計方針の変更が行われており、当該中間会計期間の直前の中間会計期間に係る中間財務諸表作成上の会計方針との間に相違がみられるときを含む。)を行つた場合には、会計方針の変更に関する会社計算規則第102条の2第1項に規定する事項(ただし、同項第3号並びに第4号ロ及びハに掲げる事項については、記載すべき事項が中間連結貸借対照表に記載すべき事項と同一である場合において、その旨を注記するときは、当該事項の記載を要しない。)</u></p> <p>(4) <u>表示方法の変更を行つた場合には、表示方法の変更に関する会社計算規則第102条の3第1項に規定する事項(ただし、同項第2号に掲げる事項については、記載すべき事項が中間連結貸借対照表に記載すべき事項と同一である場合において、その旨を注記するときは、当該事項の記載を要しない。)</u></p> <p>(5) <u>会計上の見積りの変更を行つた場合には、会計上の見積りの変更に関する会社計算規則第102条の4に規定する事項</u></p> <p>(6) <u>誤謬<sup>ひら</sup>の訂正を行つた場合には、誤謬<sup>ひら</sup>の訂正に関する会社計算規則第102条の5に規定する事項</u></p> <p>(7)~(15) (略)</p> <p>(16) <u>1株当たりの純資産額(純資産の部合計から危機対応準備金及び特別準備金を除いた金額を純資産額として算出し、銭単位で記載すること。また、純資産の部合計から危機対応準備金及び特別準備金を除いた金額を純資産額として算出した旨を記載すること。)及び当該中間会計期間又は当該中間会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合において、当該中間会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの純資産額を算定したときは、その旨(ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合は、記載を省略することができる。)</u></p> <p>(17)~(23) (略)</p> <p>2~4 (略)</p>	科 目	金 額	科 目	金 額	(略)	(略)	(略)	(略)	<p><b>別紙様式第5号</b> (第82条第1項及び第6項関係)</p> <p style="text-align: center;">第1 第 期 中 間 決 算 公 告</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">中間貸借対照表 ( 年 月 日現在)</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:12.5%;">金 額</th> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:12.5%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)</u></p> <p>① <u>会計処理の原則又は手続を変更したとき(当該中間会計期間の直前の事業年度に係る財務諸表作成に当たり会計処理の原則又は手続について変更が行われており、当該中間会計期間の直前の中間会計期間に係る中間財務諸表作成上の会計処理の原則又は手続との間に相違がみられるときを含む。)は、その旨、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容</u></p> <p>② <u>表示方法を変更したときは、その内容</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(4)~(12) (略)</p> <p>(13) <u>1株当たりの純資産額(純資産の部合計から危機対応準備金及び特別準備金を除いた金額を純資産額として算出し、銭単位で記載すること。また、純資産の部合計から危機対応準備金及び特別準備金を除いた金額を純資産額として算出した旨を記載すること。ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合は、記載を省略することができる。)</u></p> <p>(14)~(20) (略)</p> <p>2~4 (略)</p>	科 目	金 額	科 目	金 額	(略)	(略)	(略)	(略)
科 目	金 額	科 目	金 額														
(略)	(略)	(略)	(略)														
科 目	金 額	科 目	金 額														
(略)	(略)	(略)	(略)														

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)別紙様式第5号

改正案	現行																
中間損益計算書 ( 年 月 日から ) ( 年 月 日まで ) (単位：百万円)	中間損益計算書 ( 年 月 日から ) ( 年 月 日まで ) (単位：百万円)																
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:50%;">科 目</th> <th style="width:50%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	科 目	金 額	(略)		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:50%;">科 目</th> <th style="width:50%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	科 目	金 額	(略)									
科 目	金 額																
(略)																	
科 目	金 額																
(略)																	
(記載上の注意) 1～3 (略) 4 <u>次に掲げる1株当たり情報に関する事項</u> (1) <u>1株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額(銭単位)</u> (2) <u>銀行が当該中間会計期間又は当該中間会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合において、当該中間会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額を算定したときは、その旨</u> 5 (略)	(記載上の注意) 1～3 (略) 4 <u>1株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額を銭単位で注記すること。</u> 5 (略)																
第 2 第 期 中 間 決 算 公 告 (要旨) (略)	第 2 第 期 中 間 決 算 公 告 (要旨) (略)																
中間貸借対照表 ( 年 月 日現在 ) (単位：百万円又は億円)	中間貸借対照表 ( 年 月 日現在 ) (単位：百万円又は億円)																
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:25%;">金 額</th> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:25%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	科 目	金 額	科 目	金 額	(略)	(略)	(略)	(略)	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:25%;">金 額</th> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:25%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	科 目	金 額	科 目	金 額	(略)	(略)	(略)	(略)
科 目	金 額	科 目	金 額														
(略)	(略)	(略)	(略)														
科 目	金 額	科 目	金 額														
(略)	(略)	(略)	(略)														
(記載上の注意) 1 (1)～(4) (略) (5) <u>1株当たりの純資産額(純資産の部合計から危機対応準備金及び特別準備金を除いた金額を純資産額として算出し、銭単位で記載すること。また、純資産の部合計から危機対応準備金及び特別準備金を除いた金額を純資産額として算出した旨を記載すること。)</u> 及び <u>当該中間会計期間又は当該中間会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合において、当該中間会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの純資産額を算定したときは、その旨(ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合は、記載を省略することができる。)</u> (6) (略) 2・3 (略)	(記載上の注意) 1 (1)～(4) (略) (5) <u>1株当たりの純資産額(純資産の部合計から危機対応準備金及び特別準備金を除いた金額を純資産として算出し、銭単位で記載すること。また、純資産の部合計から危機対応準備金及び特別準備金を除いた金額を純資産額として算出した旨を記載すること。ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合は、記載を省略することができる。)</u> (6) (略) 2・3 (略)																

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)別紙様式第5号

改訂案	現行												
中間損益計算書（ <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td style="width: 20px;">年</td><td style="width: 20px;">月</td><td style="width: 20px;">日から</td></tr> <tr><td>年</td><td>月</td><td>日まで</td></tr> </table>	年	月	日から	年	月	日まで	中間損益計算書（ <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td style="width: 20px;">年</td><td style="width: 20px;">月</td><td style="width: 20px;">日から</td></tr> <tr><td>年</td><td>月</td><td>日まで</td></tr> </table>	年	月	日から	年	月	日まで
年	月	日から											
年	月	日まで											
年	月	日から											
年	月	日まで											
(単位：百万円又は億円)													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">科 目</th> <th style="width: 30%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	科 目	金 額	(略)		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">科 目</th> <th style="width: 30%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	科 目	金 額	(略)					
科 目	金 額												
(略)													
科 目	金 額												
(略)													
(記載上の注意)													
<u>1 次に掲げる1株当たり情報に関する事項</u>													
(1) <u>1株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額(銭単位)</u>	(1) <u>1株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額を銭単位で注記すること。</u>												
(2) <u>当該中間会計期間又は当該中間会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合において、当該中間会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額を算定したときは、その旨</u>													
2・3 (略)	2・3 (略)												

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)別紙様式第6号

改正案	現行																								
<p><b>別紙様式第6号</b> (第82条第1項及び第6項関係)</p> <p style="text-align: center;">第1 第 期 決 算 公 告</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">貸借対照表 ( 年 月 日現在)</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:25%;">金 額</th> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:25%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 会計方針の変更を行った場合には、会計方針の変更に関する会社計算規則第102条の2第1項に規定する事項(ただし、同項第3号並びに第4号ロ及びハに掲げる事項については、記載すべき事項が連結貸借対照表に記載すべき事項と同一である場合において、その旨を注記するときは、当該事項の記載を要しない。)</u></p> <p><u>(4) 表示方法の変更を行った場合には、表示方法の変更に関する会社計算規則第102条の3第1項に規定する事項(ただし、同項第2号に掲げる事項については、記載すべき事項が連結貸借対照表に記載すべき事項と同一である場合において、その旨を注記するときは、当該事項の記載を要しない。)</u></p> <p><u>(5) 会計上の見積りの変更を行った場合には、会計上の見積りの変更に関する会社計算規則第102条の4に規定する事項</u></p> <p><u>(6) 誤謬<sup>びょう</sup>の訂正を行った場合には、誤謬<sup>びょう</sup>の訂正に関する会社計算規則第102条の5に規定する事項</u></p> <p><u>(7)~(23) (略)</u></p> <p><u>(24) 1株当たりの純資産額(純資産の部合計から危機対応準備金及び特別準備金を除いた金額を純資産額として算出し、銭単位で記載すること。また、純資産の部合計から危機対応準備金及び特別準備金を除いた金額を純資産額として算出した旨を記載すること。)及び当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合において、当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの純資産額を算定したときは、その旨</u></p> <p><u>(25)~(33) (略)</u></p> <p>2~7 (略)</p> <p style="text-align: center;">損益計算書 ( 年 月 日から ) ( 年 月 日まで )</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:50%;">科 目</th> <th style="width:50%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	科 目	金 額	科 目	金 額	(略)	(略)	(略)	(略)	科 目	金 額	(略)		<p><b>別紙様式第6号</b> (第82条第1項及び第6項関係)</p> <p style="text-align: center;">第1 第 期 決 算 公 告</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">貸借対照表 ( 年 月 日現在)</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:25%;">金 額</th> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:25%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>① 会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>② 表示方法を変更したときは、その内容</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(4)~(20) (略)</u></p> <p><u>(21) 1株当たりの純資産額(純資産の部合計から危機対応準備金及び特別準備金を除いた金額を純資産額として算出し、銭単位で記載すること。また、純資産の部合計から危機対応準備金及び特別準備金を除いた金額を純資産額として算出した旨を記載すること。ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合は、記載を省略することができる。)</u></p> <p><u>(22)~(30) (略)</u></p> <p>2~7 (略)</p> <p style="text-align: center;">損益計算書 ( 年 月 日から ) ( 年 月 日まで )</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:50%;">科 目</th> <th style="width:50%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	科 目	金 額	科 目	金 額	(略)	(略)	(略)	(略)	科 目	金 額	(略)	
科 目	金 額	科 目	金 額																						
(略)	(略)	(略)	(略)																						
科 目	金 額																								
(略)																									
科 目	金 額	科 目	金 額																						
(略)	(略)	(略)	(略)																						
科 目	金 額																								
(略)																									



○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)別紙様式第6号

改正案	現行																				
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%; text-align: center;">                     その他経常収益                      貸倒引当金戻入益                      償却債権取立益                      株式等売却益                      (略)                      特別利益                      固定資産処分益                      負ののれん発生益                      (削除)                      (削除)                      金融商品取引責任準備金取崩額                      (略)                 </td> <td style="width:50%;"></td> </tr> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、<u>非経常的な利益又は損失の金額</u>を記載すること。                  ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。</p> <p>5～7 (略)</p> <p>8 <u>次に掲げる1株当たり情報に関する事項</u></p> <p>(1) <u>1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額(銭単位)</u></p> <p>(2) <u>当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合において、当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定したときは、その旨</u></p> <p>9～11 (略)</p> <p style="text-align: center;">第2 第 期 決 算 公 告 (要旨)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">貸借対照表 ( 年 月 日現在)</p> <p style="text-align: center;">(単位：百万円又は億円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width:25%;">科 目</td> <td style="width:25%;">金 額</td> <td style="width:25%;">科 目</td> <td style="width:25%;">金 額</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>1株当たりの純資産額(純資産の部合計から危機対応準備金及び特別準備金を除いた</u></p>	その他経常収益 貸倒引当金戻入益 償却債権取立益 株式等売却益 (略) 特別利益 固定資産処分益 負ののれん発生益 (削除) (削除) 金融商品取引責任準備金取崩額 (略)		科 目	金 額	科 目	金 額	(略)	(略)	(略)	(略)	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%; text-align: center;">                     その他経常収益                      (新設)                      (新設)                      株式等売却益                      (略)                      特別利益                      固定資産処分益                      負ののれん発生益                      貸倒引当金戻入益                      償却債権取立益                      金融商品取引責任準備金取崩額                      (略)                 </td> <td style="width:50%;"></td> </tr> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、<u>前期損益修正その他異常な利益又は損失の金額</u>を記載すること。                  ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。</p> <p>5～7 (略)</p> <p>8 <u>1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を銭単位で注記すること。</u></p> <p>9～11 (略)</p> <p style="text-align: center;">第2 第 期 決 算 公 告 (要旨)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">貸借対照表 ( 年 月 日現在)</p> <p style="text-align: center;">(単位：百万円又は億円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width:25%;">科 目</td> <td style="width:25%;">金 額</td> <td style="width:25%;">科 目</td> <td style="width:25%;">金 額</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>1株当たりの純資産額(純資産の部合計から危機対応準備金及び特別準備金を除いた</u></p>	その他経常収益 (新設) (新設) 株式等売却益 (略) 特別利益 固定資産処分益 負ののれん発生益 貸倒引当金戻入益 償却債権取立益 金融商品取引責任準備金取崩額 (略)		科 目	金 額	科 目	金 額	(略)	(略)	(略)	(略)
その他経常収益 貸倒引当金戻入益 償却債権取立益 株式等売却益 (略) 特別利益 固定資産処分益 負ののれん発生益 (削除) (削除) 金融商品取引責任準備金取崩額 (略)																					
科 目	金 額	科 目	金 額																		
(略)	(略)	(略)	(略)																		
その他経常収益 (新設) (新設) 株式等売却益 (略) 特別利益 固定資産処分益 負ののれん発生益 貸倒引当金戻入益 償却債権取立益 金融商品取引責任準備金取崩額 (略)																					
科 目	金 額	科 目	金 額																		
(略)	(略)	(略)	(略)																		



○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)別紙様式第7号

改正案	現行																
<p>別紙様式第7号 (第82条第2項及び第6項関係)</p> <p style="text-align: center;">第1 第 期 中 間 決 算 公 告</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">中間連結貸借対照表 ( 年 月 日現在)</p> <p style="text-align: right;">(単位: 百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:15%;">金 額</th> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:15%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 会計方針の変更(当該中間連結会計期間の直前の連結会計年度に係る連結財務諸表作成に当たり会計方針の変更が行われており、当該中間連結会計期間の直前の中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表作成上の会計方針との間に相違がみられるときを含む。)</u>を行つた場合には、<u>会計方針の変更に関する会社計算規則第102条の2第1項に規定する事項</u></p> <p><u>(4) 表示方法の変更を行つた場合には、表示方法の変更に関する会社計算規則第102条の3第1項に規定する事項</u></p> <p><u>(5) 会計上の見積りの変更を行つた場合には、会計上の見積りの変更に関する会社計算規則第102条の4に規定する事項</u></p> <p><u>(6) 誤謬<sup>びやう</sup>の訂正を行つた場合には、誤謬<sup>びやう</sup>の訂正に関する会社計算規則第102条の5に規定する事項</u></p> <p><u>(7)~(13) (略)</u></p> <p><u>(14) 1株当たりの純資産額(純資産の部合計から危機対応準備金及び特別準備金を除いた金額を純資産額として算出し、銭単位で記載すること。また、純資産の部合計から危機対応準備金及び特別準備金を除いた金額を純資産額として算出した旨を記載すること。)</u>及び当該中間連結会計期間又は当該中間連結会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合において、<u>当該中間連結会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの純資産額を算定したときは、その旨</u></p> <p><u>(15)~(21) (略)</u></p> <p>3~6 (略)</p> <p style="text-align: center;">中間連結損益計算書 ( 年 月 日から ) ( 年 月 日まで )</p> <p style="text-align: right;">(単位: 百万円)</p>	科 目	金 額	科 目	金 額	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>別紙様式第7号 (第82条第2項及び第6項関係)</p> <p style="text-align: center;">第1 第 期 中 間 決 算 公 告</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">中間連結貸借対照表 ( 年 月 日現在)</p> <p style="text-align: right;">(単位: 百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:15%;">金 額</th> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:15%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)</u></p> <p style="padding-left: 20px;">① <u>会計処理の原則又は手続を変更したとき(当該中間連結会計期間の直前の連結会計年度に係る連結財務諸表作成に当たり会計処理の原則又は手続について変更が行われており、当該中間連結会計期間の直前の中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表作成上の会計処理の原則又は手続との間に相違がみられるときを含む。)</u>は、その旨、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容</p> <p style="padding-left: 20px;">② <u>表示方法を変更したときは、その内容</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(4)~(10) (略)</u></p> <p><u>(11) 1株当たりの純資産額(純資産の部合計から危機対応準備金及び特別準備金を除いた金額を純資産額として算出し、銭単位で記載すること。また、純資産の部合計から危機対応準備金及び特別準備金を除いた金額を純資産額として算出した旨を記載すること。)</u></p> <p><u>(12)~(18) (略)</u></p> <p>3~6 (略)</p> <p style="text-align: center;">中間連結損益計算書 ( 年 月 日から ) ( 年 月 日まで )</p> <p style="text-align: right;">(単位: 百万円)</p>	科 目	金 額	科 目	金 額	(略)	(略)	(略)	(略)
科 目	金 額	科 目	金 額														
(略)	(略)	(略)	(略)														
科 目	金 額	科 目	金 額														
(略)	(略)	(略)	(略)														

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)別紙様式第7号

改正案				現行			
科 目		金 額		科 目		金 額	
(略)				(略)			
(記載上の注意)				(記載上の注意)			
1 次に掲げる1株当たり情報に関する事項				1 1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額を銭単位で注記すること。			
(1) 1株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額(銭単位)							
(2) 当該連結会計期間又は当該中間連結会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合において、当該中間連結会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額を算定したときは、その旨							
2～6 (略)				2～6 (略)			
中間連結損益及び包括利益計算書		( 年 月 日から 年 月 日まで )		中間連結損益及び包括利益計算書		( 年 月 日から 年 月 日まで )	
(略)				(略)			
(単位：百万円)				(単位：百万円)			
科 目		金 額		科 目		金 額	
(略)				(略)			
(記載上の注意)				(記載上の注意)			
1 次に掲げる1株当たり情報に関する事項				1 1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額を銭単位で注記すること。			
(1) 1株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額(銭単位)							
(2) 当該中間連結会計期間又は当該中間連結会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合において、当該中間連結会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額を算定したときは、その旨							
2～6 (略)				2～6 (略)			
第2 第 期 中 間 決 算 公 告 (要 旨)				第2 第 期 中 間 決 算 公 告 (要 旨)			
(略)				(略)			
中間連結貸借対照表		( 年 月 日現在)		中間連結貸借対照表		( 年 月 日現在)	
(単位：百万円又は億円)				(単位：百万円又は億円)			
科 目		金 額		科 目		金 額	
(略)		(略)		(略)		(略)	
(記載上の注意)				(記載上の注意)			
1 (1)～(4) (略)				1 (1)～(4) (略)			

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)別紙様式第7号

改正案	現行																
<p>(5) <u>1株当たりの純資産額(純資産の部合計から危機対応準備金及び特別準備金を除いた金額を純資産額として算出し、銭単位で記載すること。また、純資産の部合計から危機対応準備金及び特別準備金を除いた金額を純資産額として算出した旨を記載すること。)</u>及び<u>当該中間連結会計期間又は当該中間連結会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合において、当該中間連結会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの純資産額を算定したときは、その旨</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">中間連結損益計算書 ( 年 月 日から 年 月 日まで )</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円又は億円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin: 0 auto;"> <thead> <tr> <th style="width:50%;">科 目</th> <th style="width:50%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 <u>次に掲げる1株当たり情報に関する事項</u></p> <p>(1) <u>1株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額(銭単位)</u></p> <p>(2) <u>当該中間連結会計期間又は当該中間連結会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合において、当該中間連結会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額を算定したときは、その旨</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">中間連結損益及び包括利益計算書 ( 年 月 日から 年 月 日まで )</p> <p style="text-align: right;">(略)</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円又は億円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin: 0 auto;"> <thead> <tr> <th style="width:50%;">科 目</th> <th style="width:50%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 <u>次に掲げる1株当たり情報に関する事項</u></p> <p>(1) <u>1株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額(銭単位)</u></p> <p>(2) <u>当該中間連結会計期間又は当該中間連結会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合において、当該中間連結会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額を算定したときは、その旨</u></p>	科 目	金 額	(略)		科 目	金 額	(略)		<p>(5) <u>1株当たりの純資産額(純資産の部合計から危機対応準備金及び特別準備金を除いた金額を純資産額として算出し、銭単位で記載すること。また、純資産の部合計から危機対応準備金及び特別準備金を除いた金額を純資産額として算出した旨を記載すること。)</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">中間連結損益計算書 ( 年 月 日から 年 月 日まで )</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円又は億円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin: 0 auto;"> <thead> <tr> <th style="width:50%;">科 目</th> <th style="width:50%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 <u>1株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額を銭単位で注記すること。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">中間連結損益及び包括利益計算書 ( 年 月 日から 年 月 日まで )</p> <p style="text-align: right;">(略)</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円又は億円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin: 0 auto;"> <thead> <tr> <th style="width:50%;">科 目</th> <th style="width:50%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 <u>1株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額を銭単位で注記すること。</u></p>	科 目	金 額	(略)		科 目	金 額	(略)	
科 目	金 額																
(略)																	
科 目	金 額																
(略)																	
科 目	金 額																
(略)																	
科 目	金 額																
(略)																	

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)別紙様式第7号

改正案	現行
2・3 (略)	2・3 (略)

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)別紙様式第8号

改正案	現行																								
<p><b>別紙様式第8号</b> (第82条第2項及び第6項関係)</p> <p style="text-align: center;">第1 第 期 決 算 公 告</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">連結貸借対照表 ( 年 月 日現在)</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:15%;">金 額</th> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:15%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 会計方針の変更を行った場合には、会計方針の変更に関する会社計算規則第102条の2第1項に規定する事項</u></p> <p><u>(4) 表示方法の変更を行った場合には、表示方法の変更に関する会社計算規則第102条の3第1項に規定する事項</u></p> <p><u>(5) 会計上の見積りの変更を行った場合には、会計上の見積りの変更に関する会社計算規則第102条の4に規定する事項</u></p> <p><u>(6) 誤謬<sup>ひっさう</sup>の訂正を行った場合には、誤謬<sup>ひっさう</sup>の訂正に関する会社計算規則第102条の5に規定する事項</u></p> <p>(7)~(19) (略)</p> <p><u>(20) 1株当たりの純資産額(純資産の部合計から危機対応準備金及び特別準備金を除いた金額を純資産額として算出し、銭単位で記載すること。また、純資産の部合計から危機対応準備金及び特別準備金を除いた金額を純資産額として算出した旨を記載すること。)及び当該連結会計年度又は当該連結会計年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合において、当該連結会計年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの純資産額を算定したときは、その旨</u></p> <p>(21)~(27) (略)</p> <p>3~7 (略)</p> <p style="text-align: center;">連結損益計算書 ( 年 月 日から ) ( 年 月 日まで )</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:50%;">科 目</th> <th style="width:50%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	科 目	金 額	科 目	金 額	(略)	(略)	(略)	(略)	科 目	金 額	(略)	(略)	<p><b>別紙様式第8号</b> (第82条第2項及び第6項関係)</p> <p style="text-align: center;">第1 第 期 決 算 公 告</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">連結貸借対照表 ( 年 月 日現在)</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:15%;">金 額</th> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:15%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)</u></p> <p style="margin-left: 20px;">① 会計処理の原則又は手続を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容</p> <p style="margin-left: 20px;">② 表示方法を変更したときは、その内容</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(4)~(16) (略)</p> <p><u>(17) 1株当たりの純資産額(純資産の部合計から危機対応準備金及び特別準備金を除いた金額を純資産額として算出し、銭単位で記載すること。また、純資産の部合計から危機対応準備金及び特別準備金を除いた金額を純資産額として算出した旨を記載すること。)</u></p> <p>(18)~(24) (略)</p> <p>3~7 (略)</p> <p style="text-align: center;">連結損益計算書 ( 年 月 日から ) ( 年 月 日まで )</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:50%;">科 目</th> <th style="width:50%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	科 目	金 額	科 目	金 額	(略)	(略)	(略)	(略)	科 目	金 額	(略)	(略)
科 目	金 額	科 目	金 額																						
(略)	(略)	(略)	(略)																						
科 目	金 額																								
(略)	(略)																								
科 目	金 額	科 目	金 額																						
(略)	(略)	(略)	(略)																						
科 目	金 額																								
(略)	(略)																								

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)別紙様式第8号

改正案		現行																									
<p>その他業務収益                  その他経常収益                  貸倒引当金戻入益                  償却債権取立益                  その他経常収益                  経常費用                  (略)                  特別利益                  固定資産処分益                  負ののれん発生益                  (削除)                  (削除)                  その他の特別利益                  (略)</p>		<p>その他業務収益                  その他経常収益                  (新設)                  (新設)                  (新設)                  経常費用                  (略)                  特別利益                  固定資産処分益                  負ののれん発生益                  貸倒引当金戻入益                  償却債権取立益                  その他の特別利益                  (略)</p>																									
<p>(記載上の注意)</p> <p>1 次に掲げる1株当たり情報に関する事項</p> <p>(1) 1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額(銭単位)</p> <p>(2) 当該連結会計年度又は当該連結会計年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合において、当該連結会計年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定したときは、その旨</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、<u>非経常的な利益</u>又は損失の金額を記載すること。                  ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。</p> <p>5～7 (略)</p>		<p>(記載上の注意)</p> <p>1 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を銭単位で注記すること。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、<u>前期損益修正その他異常な利益</u>又は損失の金額を記載すること。                  ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。</p> <p>5～7 (略)</p>																									
連結損益及び包括利益計算書 ( 年 月 日から ) ( 年 月 日まで ) (略)		連結損益及び包括利益計算書 ( 年 月 日から ) ( 年 月 日まで ) (略)																									
(単位：百万円)		(単位：百万円)																									
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">科 目</th> <th style="width: 50%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他業務収益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他経常収益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金戻入益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>償却債権取立益</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	科 目	金 額	(略)		その他業務収益		その他経常収益		貸倒引当金戻入益		償却債権取立益			<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">科 目</th> <th style="width: 50%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他業務収益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他経常収益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	科 目	金 額	(略)		その他業務収益		その他経常収益		(新設)		(新設)		
科 目	金 額																										
(略)																											
その他業務収益																											
その他経常収益																											
貸倒引当金戻入益																											
償却債権取立益																											
科 目	金 額																										
(略)																											
その他業務収益																											
その他経常収益																											
(新設)																											
(新設)																											



○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)別紙様式第8号

改正案				現行			
その他の経常収益 経常費用 (略) 特別利益 固定資産処分益 負ののれん発生益 (削除) (削除) その他の特別利益 (略)				(新設) 経常費用 (略) 特別利益 固定資産処分益 負ののれん発生益 貸倒引当金戻入益 償却債権取立益 その他の特別利益 (略)			
(記載上の注意) 1 次に掲げる1株当たり情報に関する事項 (1) 1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額(銭単位) (2) 当該連結会計年度又は当該連結会計年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合において、当該連結会計年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定したときは、その旨 2・3 (略) 4 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、非経常的な利益又は損失の金額を記載すること。 ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。 5～7 (略)				(記載上の注意) 1 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を銭単位で注記すること。 2・3 (略) 4 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、前期損益修正その他異常な利益又は損失の金額を記載すること。 ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。 5～7 (略)			
第2 第 期 決 算 公 告 (要 旨)				第2 第 期 決 算 公 告 (要 旨)			
(略)				(略)			
連結貸借対照表 ( 年 月 日現在)				連結貸借対照表 ( 年 月 日現在)			
(単位：百万円又は億円)				(単位：百万円又は億円)			
科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(記載上の注意) 1 (1)～(5) (略) (6) 1株当たりの純資産額(純資産の部合計から危機対応準備金及び特別準備金を除いた金額を純資産額として算出し、銭単位で記載すること。また、純資産の部合計から危機対応準備金及び特別準備金を除いた金額を純資産額として算出した旨を記載すること。)及び当該連結会計年度又は当該連結会計年度の末日後において株式の併合又は株式の分				(記載上の注意) 1 (1)～(5) (略) (6) 1株当たりの純資産額(純資産の部合計から危機対応準備金及び特別準備金を除いた金額を純資産として算出し、銭単位で記載すること。また、純資産の部合計から危機対応準備金及び特別準備金を除いた金額を純資産額として算出した旨を記載すること。)			

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)別紙様式第8号

改正案	現行																
<p>割をした場合において、当該連結会計年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの純資産額を算定したときは、その旨</p> <p>(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">連結損益計算書 (     年   月   日から )   年   月   日まで</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円又は億円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:60%;">科 目</th> <th style="width:40%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次に掲げる1株当たり情報に関する事項</p> <p>(1) <u>1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額(銭単位)</u></p> <p>(2) <u>当該連結会計年度又は当該連結会計年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合において、当該連結会計年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定したときは、その旨</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">連結損益及び包括利益計算書 (     年   月   日から )   年   月   日まで</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円又は億円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:60%;">科 目</th> <th style="width:40%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次に掲げる1株当たり情報に関する事項</p> <p>(1) <u>1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額(銭単位)</u></p> <p>(2) <u>当該連結会計年度又は当該連結会計年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合において、当該連結会計年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定したときは、その旨</u></p> <p>2・3 (略)</p>	科 目	金 額	(略)		科 目	金 額	(略)		<p>(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">連結損益計算書 (     年   月   日から )   年   月   日まで</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円又は億円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:60%;">科 目</th> <th style="width:40%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 <u>1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を銭単位で注記すること。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">連結損益及び包括利益計算書 (     年   月   日から )   年   月   日まで</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円又は億円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:60%;">科 目</th> <th style="width:40%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 <u>1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を銭単位で注記すること。</u></p> <p>2・3 (略)</p>	科 目	金 額	(略)		科 目	金 額	(略)	
科 目	金 額																
(略)																	
科 目	金 額																
(略)																	
科 目	金 額																
(略)																	
科 目	金 額																
(略)																	

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)別紙様式第9号

改正案	現行
<p><b>別紙様式第9号</b> (第87条第1項関係)</p>	<p><b>別紙様式第9号</b> (第87条第1項関係)</p>
<p>第 期 ( 年 月 日から ) 事業報告                   ( 年 月 日まで ) (略)</p>	<p>第 期 ( 年 月 日から ) 事業報告                   ( 年 月 日まで ) (略)</p>
<p>1 当金庫の現況に関する事項</p> <p>(1) 事業の経過及び成果等 (記載上の注意) 1・2 (略)</p> <p>3 企業集団の状況について記載する場合には、表題を「(1) 企業集団の事業の経過及び成果等」とし、企業集団の主要な事業内容、金融経済環境並びに企業集団を巡るその事業年度における事業の経過及び成果 (主要な業務区分別又は複数の事業セグメントを有している場合には<u>事業セグメント若しくは報告セグメント別</u>)、対処すべき課題を記載すること。ただし、主要な事業内容の記載にあたり、企業集団における子会社等以外の法人を含めている場合にはその旨を記載し、対処すべき課題の記載にあたり、関連法人等を含めていない場合にはその旨を記載すること。</p> <p>(2) 財産及び損益の状況 [株式会社商工組合中央金庫の状況について記載する場合] (略) (記載上の注意) 1～6 (略)</p> <p>7 <u>当該事業年度における過年度事項 (当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書に表示すべき事項をいう。)</u> が適用 (会社計算規則第2条第3項第59号に規定する適用をいう。以下同じ。) 又は誤謬の訂正 (同項第64号に規定する誤謬の訂正をいう。以下同じ。) その他の正当な理由により、当該事業年度より前の事業年度に係る定時株主総会において承認又は報告をしたものと異なつて<u>いるときは、修正後の過年度事項を反映した事項とすることを妨げない。</u></p> <p>8 <u>1株当たりの当期純利益 (又は1株当たりの当期純損失) は、当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合においては、前事業年度の期首に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定して算定すること。</u> [企業集団の状況について記載する場合] イ 企業集団の財産及び損益の状況 (略) (記載上の注意) 1～4 (略)</p> <p>5 <u>当該連結会計年度における過年度事項 (当該連結会計年度より前の連結会計年度に係る貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書に表示すべき事項をいう。)</u> が適用又は誤謬の訂正その他の正当な理由により、当該連結会計年度より前の事業年度に係</p>	<p>1 当金庫の現況に関する事項</p> <p>(1) 事業の経過及び成果等 (記載上の注意) 1・2 (略)</p> <p>3 企業集団の状況について記載する場合には、表題を「(1) 企業集団の事業の経過及び成果等」とし、企業集団の主要な事業内容、金融経済環境並びに企業集団を巡るその事業年度における事業の経過及び成果 (主要な業務区分別又は複数の事業セグメントを有している場合には<u>事業セグメント別</u>)、対処すべき課題を記載すること。ただし、主要な事業内容の記載にあたり、企業集団における子会社等以外の法人を含めている場合にはその旨を記載し、対処すべき課題の記載にあたり、関連法人等を含めていない場合にはその旨を記載すること。</p> <p>(2) 財産及び損益の状況 [株式会社商工組合中央金庫の状況について記載する場合] (略) (記載上の注意) 1～6 (略)</p> <p>7 <u>当該事業年度における過年度事項 (当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書に表示すべき事項をいう。)</u> が会計方針の変更その他の正当な理由により当該事業年度より前の事業年度に係る定時株主総会において承認又は報告をしたものと異なつて<u>いるときは、修正後の過年度事項を反映した事項とすることを妨げない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>[企業集団の状況について記載する場合] イ 企業集団の財産及び損益の状況 (略) (記載上の注意) 1～4 (略)</p> <p>5 <u>当該連結会計年度における過年度事項 (当該連結会計年度より前の連結会計年度に係る貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書に表示すべき事項をいう。)</u> が会計方針の変更その他の正当な理由により当該連結会計年度より前の事業年度に係る定時株主</p>

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)別紙様式第9号

改正案	現行
<p><u>る定時株主総会において承認又は報告をしたものと異なっているときは、修正後の過年度事項を反映した事項とすることを妨げない。</u></p> <p>ロ 当金庫の財産及び損益の状況 (略)</p> <p>(記載上の注意) 1～6 (略)</p> <p>7 <u>当該事業年度における過年度事項(当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書に表示すべき事項をいう。)</u>が遡及適用又は誤謬の訂正その他の正当な理由により、<u>当該事業年度より前の事業年度に係る定時株主総会において承認又は報告をしたものと異なっているときは、修正後の過年度事項を反映した事項とすることを妨げない。</u></p> <p>8 <u>1株当たりの当期純利益(又は1株当たりの当期純損失)は、当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合においては、前事業年度の期首に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定して算定すること。</u></p> <p>(3) 使用人の状況 〔株式会社商工組合中央金庫の状況について記載する場合〕 (略) 〔企業集団の状況について記載する場合〕 (略) (記載上の注意) 1 (略) 2 適宜欄を設け、株式会社商工組合中央金庫、子会社及び子法人等(非連結の子会社及び子法人等を除く。)の使用人数(就業者数で可)を<u>事業セグメント又は報告セグメント別</u>(複数の事業セグメントを有していない場合には主要な業務区分別)に記載し、関連法人等の使用人数は記載を要しない。 3 (略)</p> <p>(4) 営業所等の状況 〔株式会社商工組合中央金庫の状況について記載する場合〕 (略) 〔企業集団の状況について記載する場合〕 イ 本業(貸出・預金・為替等) ロ ……事業 (記載上の注意) 1・2 (略) 3 イ以外については、適宜、子法人等(非連結の子会社及び子法人等を除く。)の主要な会社名及びその主要な営業所を<u>事業セグメント又は報告セグメント別</u>(複数の事業セグメントを有していない場合には主要な業務区分別)に記載し、関連法人等の主要な会社名及びその主要な営業所については、記載を要しない。</p>	<p><u>総会において承認又は報告をしたものと異なっているときは、修正後の過年度事項を反映した事項とすることを妨げない。</u></p> <p>ロ 当金庫の財産及び損益の状況 (略)</p> <p>(記載上の注意) 1～6 (略)</p> <p>7 <u>当該事業年度における過年度事項(当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書に表示すべき事項をいう。)</u>が会計方針の変更その他の正当な理由により<u>当該事業年度より前の事業年度に係る定時株主総会において承認又は報告をしたものと異なっているときは、修正後の過年度事項を反映した事項とすることを妨げない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(3) 使用人の状況 〔株式会社商工組合中央金庫の状況について記載する場合〕 (略) 〔企業集団の状況について記載する場合〕 (略) (記載上の注意) 1 (略) 2 適宜欄を設け、株式会社商工組合中央金庫、子会社及び子法人等(非連結の子会社及び子法人等を除く。)の使用人数(就業者数で可)を<u>事業セグメント別</u>(複数の事業セグメントを有していない場合には主要な業務区分別)に記載し、関連法人等の使用人数は記載を要しない。 3 (略)</p> <p>(4) 営業所等の状況 〔株式会社商工組合中央金庫の状況について記載する場合〕 (略) 〔企業集団の状況について記載する場合〕 イ 本業(貸出・預金・為替等) ロ ……事業 (記載上の注意) 1・2 (略) 3 イ以外については、適宜、子法人等(非連結の子会社及び子法人等を除く。)の主要な会社名及びその主要な営業所を<u>事業セグメント別</u>(複数の事業セグメントを有していない場合には主要な業務区分別)に記載し、関連法人等の主要な会社名及びその主要な営業所については、記載を要しない。</p>

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)別紙様式第9号

改正案	現行
<p>(5) 設備投資の状況            [株式会社商工組合中央金庫の状況について記載する場合]            (略)            [企業集団の状況について記載する場合]            (記載上の注意)            1 (略)            2 株式会社商工組合中央金庫並びに子会社及び子法人等(非連結の子会社及び子法人等を除く。)の設備投資の状況を事業セグメント又は報告セグメント別(複数の事業セグメントを有していない場合には主要な業務区分別)に記載することとし、関連法人等の設備投資の状況については、記載を要しない。            3・4 (略)</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>(8) その他現況に関する重要な事項            (記載上の注意)  <u>1 その他現況に関する重要な事項があるときは、その内容を記載すること。</u>            2 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>(5) 設備投資の状況            [株式会社商工組合中央金庫の状況について記載する場合]            (略)            [企業集団の状況について記載する場合]            (記載上の注意)            1 (略)            2 株式会社商工組合中央金庫並びに子会社及び子法人等(非連結の子会社及び子法人等を除く。)の設備投資の状況を事業セグメント別(複数の事業セグメントを有していない場合には主要な業務区分別)に記載することとし、関連法人等の設備投資の状況については、記載を要しない。            3・4 (略)</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>(8) その他現況に関する重要な事項            (記載上の注意)  <u>1 その他現況に関する重要な事項を記載すること。</u>            2 (略)</p> <p>(以下略)</p>

改正案	現行
<p><b>別紙様式第10号</b> (第87条第2項関係)</p> <p style="text-align: center;">第 期 (   年 月 日から ) 附属明細書                                     年 月 日まで ) (略)</p> <p>1 計算書類に関する事項 (1)・(2) (略)</p> <p>(3) 引当金 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>当期首又は当期末に計上されている引当金</u> (退職給付引当金を除く。) 及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第54条の3第1項に規定する準備金等 (以下「引当金等」という。) について、各引当金等の設置目的ごとの科目の区分により設置すること。</p> <p>3・4 (略)</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p><b>別紙様式第10号</b> (第87条第2項関係)</p> <p style="text-align: center;">第 期 (   年 月 日から ) 附属明細書                                     年 月 日まで ) (略)</p> <p>1 計算書類に関する事項 (1)・(2) (略)</p> <p>(3) 引当金 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>前期末及び当期末貸借対照表に計上されている引当金</u> (退職給付引当金を除く。) 及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第54条の3第1項に規定する準備金等 (以下「引当金等」という。) について、各引当金等の設置目的ごとの科目の区分により設置すること。</p> <p>3・4 (略)</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>